

【入札公告】

飲料水等自動販売機の設置場所貸付に係る一般競争入札の実施

令和8年2月3日

秋田東警察署長 阿部 展久

次のとおり秋田東警察署に飲料水等自動販売機を設置する事業者を一般競争入札により決定するので、公告する。

1 入札に付する事項

- (1) 飲料水等自動販売機の設置場所貸付
- (2) 設置場所、設置台数

所在地	設置（貸付）箇所	台数	位置図	貸付面積
秋田市上北手百崎字内山 60-2 秋田東警察署	物件番号 東-① 犯罪被害者支援募金付 飲料水等自動販売機 (1階ロビー)	1	別紙「自動販売機設置位置図」の とおり	m ² 1.66
秋田市上北手百崎字内山 60-2 秋田東警察署	物件番号 東-② 犯罪被害者支援募金付 飲料水等自動販売機 (1階ロビー)	1	別紙「自動販売機設置位置図」の とおり	m ² 1.66

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

- (3) 仕様等は、別紙「自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書」のとおりに従う。

2 契約条項を示す場所及び日時

秋田東警察署掲示板及び秋田県警察・秋田東警察署ホームページへの掲載による。

3 入札参加申込期間及び提出場所

- (1) 提出期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月18日（水）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

- (2) 提出場所

秋田市上北手百崎字内山60-2

秋田東警察署 会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

秋田市上北手百崎字内山 6 0 - 2

秋田東警察署 2階捜査会議室

(2) 入札日時

令和 8 年 2 月 25 日 (水)

午前10時30分：物件番号 東-①、午前11時00分：物件番号 東-②

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有していること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、国又は地方公共団体の貸付者より、契約義務違反による契約解除を申し渡された者でないこと。
- (7) 秋田県税を滞納していないこと。
- (8) 落札者決定の後、（公社）秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金付自動販売機に係る協定を結ぶことができる者であること。

6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7 募集要項、入札参加申込書等

秋田東警察署掲示板及び秋田県警察・秋田東警察署ホームページへの掲載による。

8 問合せ先

秋田市上北手百崎字内山 6 0 - 2 秋田東警察署 会計課

電話番号：018-825-5110

FAX番号：018-825-5110